

報告事項

第18期 報告書

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

事業報告

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

会計監査人の監査報告書謄本

監査役の監査報告書謄本

能登空港ターミナルビル株式会社

事 業 報 告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

平成29年度の能登空港における航空旅客利用状況は、羽田便が前年度より2.6%伸び(4,106人増加)164,018人となりました。地元利用が人口減少、高齢化などにより減少傾向にあることに加え、降雪等の厳しい天候による欠航便の増加もありましたが、首都圏からの観光客の増加が全体を押し上げる結果となりました。

また、チャーター便につきましては、台湾から13往復・22片道の運航があり、前年度より1,365人少ない3,152人の利用があったほか、国内チャーター便も、仙台空港～能登空港～熊本空港の3空港を結ぶ1往復・4片道の運航があり、257人の利用がありました。

当社の当期の業績につきましては、売上高が航空会社や売店、レストラン等からの家賃収入、県からの建物の保守管理業務受託料、航空会社からのハンドリング業務受託料をはじめ、館内の広告料収入や郵便切手・収入印紙・県証紙の売り捌き収入、その他収入を合わせて349,544千円(対前年度99.7%)となりました。

他方、支出では、ターミナルビル建物の長寿命化を図るために、計画的に修繕を行うこととしたことも加わり、売上原価は296,959千円、販売費及び一般管理費は32,266千円となり、合計で329,226千円(対前年度104.2%)となりました。

この結果、営業利益は20,317千円(対前年度58.9%)となり、営業外収益295千円を加えた経常利益は20,613千円(対前年度57.9%)、税引後の当期純利益は13,962千円(対前年度57.7%)を計上することとなりました。

(2) 今後の課題

能登空港は、能登の空の玄関口としての役割にとどまらず、賑わい創出や各種会合など地域振興の拠り所としての役割をしっかりと担っていかけるよう、県及び地元の市町・経済団体、住民各位のご理解とご協力を頂きながら、施設の利活用を進めていくことが求められています。

当社といたしましては、ターミナルビルが開館以来15年を経過しており、建物の長寿命化及び大規模修繕発生リスクの低減を図る観点から、計画的に修繕を行いつつ、引き続き館内の利便性や滞在性の向上を図るために、売店等のサービス向上や施設・諸設備の適切な保守管理に努め、安全で安心できるターミナルビルを目指していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、これからもご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

(単位：千円)

区分	設備投資	資金調達 全額自己資金
広告枠設置工事	550	550

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

科目	第15期	第16期	第17期	第18期
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
売上高	350,163	347,812	350,422	349,544
経常利益	40,568	44,468	35,716	20,613
当期純利益	23,235	29,172	24,446	13,962
1株当たり当期純利益	1,161円76銭	1,458円62銭	1,222円34銭	698円13銭
総資産	1,184,754	1,219,723	1,238,545	1,248,461
純資産	1,133,025	1,162,198	1,186,645	1,200,607

(5) 主要な事業内容

- ① 貸室業
- ② 航空事業者・航空旅客及び貨物に対する役務の提供並びに航空機牽引車、電源車等の機材の賃貸
- ③ 航空機の給油施設の賃貸及び運営
- ④ 建物及び附属設備の保守管理、警備、清掃及び環境衛生の管理業務
- ⑤ 広告宣伝業
- ⑥ 郵便切手類・収入印紙及び石川県証紙の売捌業
- ⑦ 物品販売業並びに石油製品の販売業
- ⑧ 著作権等の無体財産権の管理

(6) 従業員の状況

区分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数
従業員	3名	48歳	10.6年

2. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 24,000株
- ② 発行済株式の総数 20,000株
- ③ 総株主の議決権数 20,000個
- ④ 株 主 数 34名
- ⑤ 株 主

株主名	持株数	出資比率	株主名	持株数	出資比率
石川県	7,200株	36.00%	津幡町	176株	0.88%
奥能登広域圏事務組合	3,000	15.00	内灘町	146	0.73
七尾市	1,200	6.00	石川県農業協同組合中央会	120	0.60
輪島商工会議所	1,200	6.00	金沢商工会議所	100	0.50
株式会社日本政策投資銀行	1,000	5.00	株式会社北陸銀行	100	0.50
北陸電力株式会社	1,000	5.00	能登町商工会	56	0.28
羽咋郡市広域圏事務組合	600	3.00	石川県漁業協同組合	40	0.20
株式会社北國銀行	600	3.00	中能登町商工会	30	0.15
中能登町	600	3.00	能登鹿北商工会	28	0.14
七尾商工会議所	500	2.50	穴水町商工会	24	0.12
株式会社整理回収機構	400	2.00	石川県森林組合連合会	20	0.10
ANAホールディングス株式会社	400	2.00	宝達志水町商工会	20	0.10
珠洲商工会議所	300	1.50	羽咋市商工会	18	0.09
かほく市	278	1.39	門前町商工会	18	0.09
株式会社北鉄航空	200	1.00	志賀町商工会	14	0.07
北陸鉄道株式会社	200	1.00	富来商工会	12	0.06
興能信用金庫	200	1.00			
のと共栄信用金庫	200	1.00	計	20,000	100.00

3. 役員に関する事項

取締役及び監査役

取締役会長	谷本正憲	(石川県知事)
代表取締役社長	中西吉明	(石川県副知事)
代表取締役専務	中本利光	
取締役	安宅建樹	(金沢商工会議所会頭)
取締役	油野和一郎	(河北郡市会会长)
取締役	大林重治	(七尾商工会議所会頭)
取締役	岡田靖弘	(北陸エターニカル株式会社代表取締役社長)
取締役	梶文秋	(奥能登広域圏事務組合組合長)
取締役	加藤敏彦	(北陸鉄道株式会社代表取締役社長)
取締役	里谷光弘	(輪島商工会議所会頭)
取締役	鈴木博竹	(株式会社日本政策投資銀行北陸支店長)
取締役	刀祢秀一	(珠洲商工会議所会頭)
取締役	不嶋豊和	(七尾市長)
取締役	牧康晴	(石川県農業協同組合中央会専務理事)
取締役	水谷和久	(北陸電力株式会社執行役員石川支店長)
取締役	山辺芳宣	(羽咋郡市広域圏事務組合組合長)
取締役	吉住秀夫	(石川県企画振興部長)
監査役	沢田隆	(石川県商工会連合会監事)
監査役	東谷俊也	(石川県出納室長)
監査役	山下孝明	(のと鉄道株式会社代表取締役社長)

4. 会計監査人に関する事項

氏名 宮崎公認会計士事務所
公認会計士 宮崎文夫

5. 会社業務の適正を確保するための体制整備に係る基本方針及び運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき適切に保存及び管理を行う。

(2) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

企業活動を脅かす災害、事故等の不測の事態に対応するために、マニュアルやガイドラインを整備しリスク管理体制の確立を図る。特に当社は、公共交通に関連する企業であり、安全に対する危機管理については関係機関と連携し、対応を図ることとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務の執行状況の監督等を行う。また、代表取締役専務は職務の効率性に関しての責任者として、経営計画に基づいた目標に対し職務執行が効率的に行われるよう監督するとともに効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図って行く。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び社会倫理の遵守を企業活動の原点とし、代表取締役専務はコンプライアンス体制の責任者として体制の維持・向上を図り、教育・研修の充実を図る。また監査役と連携し問題点の把握、改善に努め、適宜、取締役会に報告する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて同使用人を配置することとする。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は監査役の指揮命令に服する。

監査役補助者の人事異動、評価について補助業務に就いたことに起因する

影響を反映しないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。

また、会社の信用の失墜、業績への重大な影響等の発生したもの、またはそのおそれがあるものについては、発見しだい速やかに監査役に報告する。

当社は、報告した者に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨役職員に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議へ出席するとともに、決裁書類等の文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。監査役は必要に応じて、会計監査人との間で、意見交換を行うものとする。

監査役が職務執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき取組を行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、代表取締役専務を中心として、取締役及び使用人に内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています。

貸 借 対 照 表

平成30年3月31日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(1,000,294)	流動負債	(42,802)
現金及び預金	974,357	未払費用	25,758
売掛金	23,309	未払法人税等	3,456
商品	844	未払消費税等	1,530
貯蔵品	586	前受収益	9,931
前払費用	6	預り金	1,156
繰延税金資産	997	賞与引当金	968
立替金	193		
固定資産	(248,167)	固定負債	(5,051)
有形固定資産	(246,039)	退職給付引当金	5,051
建物	237,483		
構築物	823		
車両運搬具	422		
工具器具備品	7,310		
無形固定資産	(439)	負債合計	47,853
電話加入権	291		
施設利用権	148		
投資その他の資産	(1,688)	純資産の部	
出資金	20	株主資本	(1,200,607)
長期前払費用	153	資本金	(1,000,000)
長期繰延税金資産	1,515	利益剰余金	(200,607)
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	197,607
		繰越利益剰余金	197,607
		純資産合計	1,200,607
資産合計	1,248,461	負債・純資産合計	1,248,461

損 益 計 算 書

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月 31日

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高 家 賃 収 入 広告、受託料、その他収入	126,947 222,596	349,544
売 上 原 価 家 賃 原 価 広告、受託料、その他原価	101,498 195,461	296,959
売 上 総 利 益		52,584
販売費及び一般管理費		32,266
営 業 利 益		20,317
営 業 外 収 益 受 取 利 息 受 取 配 当 金 雜 収 入	227 0 68	295
経 常 利 益		20,613
税 引 前 当 期 純 利 益		20,613
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	6,840 △189	6,651
当 期 純 利 益		13,962

株主資本等変動計算書

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月 31日

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計		
		利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益 剩余金				
当期首残高	1,000,000	3,000	183,645	186,645	1,186,645	1,186,645		
当期変動額								
当期純利益			13,962	13,962	13,962	13,962		
当期変動額合計	-	-	13,962	13,962	13,962	13,962		
当期末残高	1,000,000	3,000	197,607	200,607	1,200,607	1,200,607		

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法 最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定額法によっております。
無形固定資産 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給見込額のうち当期の負担見込額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給与に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 690,566千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の総数 20,000株

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、事業税及び退職給付引当金であります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	974,357	974,357	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

6. 貸貸等不動産に関する注記

(1) 貸貸等不動産の状況に関する事項

当社は、能登空港において空港ターミナルビル（土地は賃借）を有し、航空会社及びテナントに賃貸しております。

(2) 貸貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 價
214,819	337,207

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び圧縮記帳額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 60,030円39銭

1株当たり当期純利益 698円13銭

○

○

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

能登空港ターミナルビル株式会社
取締役会 御中

宮崎公認会計士事務所
公認会計士 宮崎 文夫 ㊞

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、能登空港ターミナルビル株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 18 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務執行についても指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 公認会計士 宮崎文夫氏の監査方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 25 日

能登空港ターミナルビル株式会社

監 査 役 沢 田 隆 印

監 査 役 東 谷 俊 也 印

監 査 役 山 下 孝 明 印